

第774号
平成31年1月

天理市公報

発行 天理市
編集 総務部総務課

目次

条 例	番号	頁数
・天理市柳本駅舎条例	32	2
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	33	2
・天理市学童保育条例の一部を改正する条例	34	3
・天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例	35	3
・天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	36	4
・天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	37	5
・天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	38	5
・天理市議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	39	13
規 則	番号	頁数
・天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	35	14
・給料等の支給に関する規則の一部を改正する条例	36	14
・天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則	37	15
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	379	15
・放置自転車等の保管について	380	16
・放置自転車等の保管について	381	16
・放置自転車等の保管について	382	16
・放置自転車等の保管について	383	16

・放置自転車等の保管について	384	16
・放置自転車等の保管について	385	17
・抑留犬の公示について	386	17
・放置自転車等の保管について	387	17
・放置自転車等の保管について	388	17
・放置自転車等の保管について	389	17
・放置自転車等の保管について	390	17
・公示送達について	391	18
・放置自転車等の保管について	392	18
・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について	393	18
・放置自転車等の保管について	394	20
・平成30年度天理市一般会計補正予算（第6号）の要領について	395	20
・天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部改正について	396	26
・放置自転車等の保管について	1	26
・放置自転車等の保管について	2	26
公 告	番号	頁数
・天理市駅前広場自動車駐車場の指定管理者の指定について	57	26
・農業振興地域整備計画の変更について	1	27
農業委員会	番号	項数
・農業委員会の招集について	11	27
監査事務局	番号	項数
・財政援助団体等監査の結果について	2	27
・第2回定期監査の結果について	3	29
公営企業	番号	頁数
・平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	29	33
・平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	30	33

・天理市上下水道局に勤務する企業
職員の給与及び旅費に関する規程

5 34

の一部改正

条 例

(平成30年12月18日 掲示済)

天理市柳本駅舎条例をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例32号

天理市柳本駅舎条例

(設置)

第1条 本市の観光、物産等に関する情報及び市民の交流の場を提供し、柳本駅の利用者の利便性の向上を図ることにより、観光及び産業の振興等の地域の活性化に資するため、柳本駅舎を設置する。

(名称、位置及び構成)

第2条 柳本駅舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市柳本駅舎	天理市柳本町1306番地1

2 天理市柳本駅舎（以下「駅舎」という。）は、次の施設その他当該施設に附帯する施設により構成する。

(1) 多目的利用施設

(2) 待合所

(事業)

第3条 駅舎は、次に掲げる事業を行う。

(1) 観光情報の提供、宣伝及び収集に関すること。

(2) 地域の魅力を発信するための特産物等の展示及び販売、飲食物の提供並びにイベントに関すること。

(3) 地域住民、観光客等が交流する場所の提供に関すること。

(4) その他必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、駅舎の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(開館時間及び休館日)

第5条 駅舎の開館時間及び休館日については、規則で定める。

(入場の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駅舎への入場を制限することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

(3) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

(4) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(5) 管理上支障があると認めるとき。

(6) その他不相当と認めるとき。

(自主事業)

第7条 指定管理者は、駅舎の設置の目的の範囲内で自主事業を営むことができる。

(損害賠償等)

第8条 駅舎の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(平成30年12月18日 掲示済)

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第33号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第67条第 1 項及び第1 4 4条第 1 項中「 5 月15日から同月31日まで」を「 4 月15日から同月30日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（平成31年度分の固定資産税の納期に関する特例）

第 2 条 平成31年度分の固定資産税に限り、改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第 67条の規定の適用については、同条第 1 項中「同月30日」とあるのは、「 5 月31日」とする。

（平成31年度分の都市計画税の納期に関する特例）

第 3 条 平成31年度分の都市計画税に限り、新条例第1 4 4条の規定の適用については、同条第 1 項中「同月30日」とあるのは、「 5 月31日」とする。

（平成30年12月18日 掲示済）

天理市学童保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第34号

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例（平成15年 3 月天理市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「天理市西井戸堂町3 1 0番地」を「天理市西井戸堂町3 0 1番地」に、

「

朝和第二学童保育所	天理市成願寺町4 1 2番地 4
-----------	------------------

を

」

「

朝和第二学童保育所	天理市成願寺町4 1 2番地 4
朝和第三学童保育所	天理市成願寺町4 2 0番地

に改める。

」

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（平成30年12月18日 掲示済）

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第35号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例

（天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第 1 条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年 3 月天理市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「未就学児」とは、出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。

第 3 条第 1 項中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（4）市長が別に規則で定める額

第 3 条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（助成の方法）

第 3 条の 2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認める場合は、対象者の親権を行う者又は後見人その他の者で現に対象者を保護するもの（以下「保護者等」という。）からの申請に基づいて支給することができる。

2 対象者が未就学児にあっては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者又は保護者等からの申請があったものとみなす。

3 市長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があった場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があったものとみなす。

(天理市子ども医療費助成条例の一部改正)

第2条 天理市子ども医療費助成条例(昭和48年10月天理市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1項を加える。

3 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。

第3条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

2 第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあっては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があったものとみなす。

3 市長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があった場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があったものとみなす。

(天理市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 天理市心身障害者医療費助成条例(昭和48年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「未就学児」とは、1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。

第3条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 市長が別に規則で定める額

第3条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認める場合は、対象者の親権を行う者又は後見人その他の者で現に対象者を保護するもの(以下「保護者等」という。)からの申請に基づいて支給することができる。

2 対象者が未就学児にあっては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者又は保護者等からの申請があったものとみなす。

3 市長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があった場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例、第2条の規定による改正後の天理市子ども医療費助成条例及び第3条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成30年12月18日揭示済)

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第36号

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年12月天理市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号イ中「62,700人」を「57,220人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年12月18日揭示済)

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第37号

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

(天理市下水道条例の一部改正)

第 1 条 天理市下水道条例(昭和48年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(使用の態様の変更の届出)

第15条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他管理規程で定める使用の態様の変更があったときは、管理規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第27条第5号中「第8条」の次に「又は第15条の2」を加え、同条第9号中「及び」を「若しくは」に改め、「第8条」の次に「若しくは第15条の2」を加える。

(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 2 条 天理市農業集落排水処理施設条例(平成9年3月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

(使用の態様の変更の届出)

第16条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他管理規程で定める使用の態様の変更があったときは、管理規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第24条第4号中「第9条」の次に「又は第16条の2」を加え、同条第8号中「第9条」の次に「若しくは第16条の2」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(平成30年12月18日揭示済)

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第38号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の165」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の170」とを加える。

第 2 条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「宿日直勤務」の次に「(次項の勤務を除く。)」を加え、「4,200円」を「4,400円」に、「6,300円」を「6,600円」に改め、同条第2項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、「21,000円」を「22,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の42.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加え、同条第5項中「次条において同じ。」から「次条第5項第3号において同じ。」から「同

項」を「第21条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
再任用職員	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
以外の職員	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300

37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		

78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				

	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300
	2	159,400	176,000	293,900
	3	160,900	178,100	296,800
	4	162,400	180,300	299,300
	5	164,100	182,300	301,800
	6	166,000	184,500	304,200
	7	167,800	186,700	306,500
	8	169,600	188,900	308,900
	9	171,400	191,200	311,300
	10	173,500	194,000	313,900
	11	175,500	196,700	316,600
	12	177,500	199,400	319,500
	13	179,500	202,300	321,900
再任用職員 以外の職員	14	181,700	204,000	323,900
	15	183,900	205,600	325,900
	16	186,100	207,300	328,200
	17	188,400	209,100	330,200
	18	191,000	210,700	332,400
	19	193,500	212,400	334,700
	20	196,000	214,000	336,800
	21	198,500	215,800	339,000
	22	200,200	217,700	341,200
	23	201,900	219,600	343,500
	24	203,600	221,500	345,800
	25	205,100	223,000	347,500
	26	206,500	225,000	349,300
	27	208,100	227,000	351,200
	28	209,600	229,000	353,100
	29	211,300	230,800	354,900

	30	213,000	233,500	356,700
	31	214,700	236,200	358,400
	32	216,400	238,900	360,300
	33	217,800	241,500	361,600
	34	219,500	244,300	363,300
	35	221,200	246,900	364,800
	36	222,900	249,600	366,600
	37	224,300	252,100	368,500
	38	226,000	254,600	370,000
	39	227,700	257,100	371,300
	40	229,400	259,400	372,900
	41	231,000	262,000	374,000
	42	232,700	264,400	375,400
	43	234,300	266,600	376,800
	44	235,900	268,800	378,300
	45	237,600	270,900	379,700
	46	239,100	273,100	381,300
	47	240,400	275,300	382,900
	48	241,800	277,300	384,400
	49	243,000	279,600	385,800
	50	244,400	281,600	387,300
	51	245,900	283,500	388,800
	52	247,100	285,500	390,200
	53	248,200	287,300	391,400
	54	249,600	289,700	392,700
	55	250,800	292,000	393,800
	56	252,000	294,500	394,900
	57	253,200	296,500	396,300
	58	254,400	299,000	397,500
	59	255,500	301,300	398,700
	60	256,700	304,000	400,000
	61	258,100	306,400	401,200
	62	259,100	308,800	402,200
	63	260,300	311,300	403,600
	64	261,200	313,600	404,900
	65	262,200	315,800	406,100
	66	263,600	318,000	407,200
	67	265,000	320,100	408,400
	68	266,400	322,300	409,500
	69	268,000	324,200	410,500
	70	269,500	326,300	411,700
	71	271,000	328,400	412,900

	72	272,400	330,400	414,100
	73	273,400	332,500	414,700
	74	274,600	334,600	415,500
	75	275,900	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	
	105	301,600	378,100	
	106	302,000	379,000	
	107	302,300	379,900	
	108	302,500	380,900	
	109	302,700	381,700	
	110	302,900	382,700	
	111	303,200	383,700	
	112	303,500	384,700	

	113	303,700	385,300
	114	303,900	386,200
	115	304,100	387,100
	116	304,400	388,000
	117	304,700	388,800
	118	305,000	389,500
	119	305,300	390,300
	120	305,600	391,100
	121	305,800	391,700
	122	306,000	392,500
	123	306,200	393,200
	124	306,500	393,900
	125	306,800	394,500
	126		395,200
	127		395,700
	128		396,300
	129		397,000
	130		397,600
	131		398,100
	132		398,600
	133		398,900
	134		399,200
	135		399,500
	136		399,800
	137		400,100
	138		400,400
	139		400,700
	140		401,000
	141		401,300
	142		401,600
	143		401,900
	144		402,200
	145		402,400
	146		402,700
	147		403,000
	148		403,200
	149		403,400
	150		403,700
	151		404,000
	152		404,200
	153		404,400

	154		404,700	
	155		405,000	
	156		405,200	
	157		405,400	
再任用職員		225,200	271,100	324,400

備考

1 この表は、こども園、幼稚園及び教育総合センターに勤務する園長、教頭、主任教諭、教諭及び養護教諭のうち市長が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(給与の内払)

3 改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の天理市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(その他)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成30年12月18日掲示済)

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第39号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）、第3条の規定による改正後の天理市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第1条の規定による改正前の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第3条の規定による改正前の天理市特別職の職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の天理市教育委員会教育長の給与等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

規 則

（平成30年12月18日揭示済）

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第35号

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則（平成27年3月天理市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「勤勉手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の天理市臨時職員の給与に関する規則（以下「改正後の臨時職員給与規則」という。）は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の臨時職員給与規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の臨時職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年12月18日揭示済）

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第36号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「2,100円」を「2,200円」に改め、同条第2項中「6,300円」を「6,600円」に改める。

第32条第1項第1号中「100分の110」を「100分の117」に改め、同項第2号中「100分の92以上100分の110未満」を「100分の97以上100分の117未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の90」を「100分の95」に改める。

第32条の2第1項第1号中「100分の44.5」を「100分の51」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の41」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第19条第1項及び第2項の規定は平成30年4月1日から、改正後の第32条第1項及び第32条の2第1項の規定は同年12月1日から適用する。

(平成30年 9 月25日 掲示済)

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第37号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 1 条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則 (昭和53年 3 月天理市規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第12号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人控除対象配偶者又は」を「70歳以上の同一生計配偶者及び」に改める。

(天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 2 条 天理市子ども医療費助成条例施行規則 (昭和48年10月天理市規則第27号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人扶養親族等の数」を「70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数」に改める。

(天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 3 条 天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則 (昭和48年10月天理市規則第28号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人控除対象配偶者又は」を「70歳以上の同一生計配偶者、」に改める。

(天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 4 条 天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則 (平成27年12月天理市規則第41号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人控除対象配偶者又は」を「70歳以上の同一生計配偶者、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正後の天理市子ども医療費助成条例施行規則、第 3 条の規定による改正後の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則又は第 4 条の規定による改正後の天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則 (以下「改正後のこれらの規則」という。)の規定は、平成31年 8 月 1 日以後の医療費の受給に係る交付申請等について適用し、同年 7 月31日以前の医療費の受給に係る交付申請等については、なお従前の例による。

3 この規則の適用の際現に第 1 条の規定による改正前の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の天理市子ども医療費助成条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則又は第 4 条の規定による改正前の天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

告 示

(平成30年12月10日 掲示済)

天理市告示第379号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例 (平成13年 9 月天理市条例第30号) 第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年12月10日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成30年12月10日

3 移動対象区域

三島町367番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年12月10日から平成31年 2 月 7 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用（1 台につき）

ア 移動費 2,050円

イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(平成30年12月10日揭示済)

天理市告示第380号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年12月10日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月11日揭示済)

天理市告示第381号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年12月11日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月13日揭示済)

天理市告示第382号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年12月13日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月14日揭示済)

天理市告示第383号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年12月14日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月17日揭示済)

天理市告示第384号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年12月17日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月19日 揭示済)

天理市告示第385号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月21日 揭示済)

天理市告示第386号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成30年12月21日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成30年12月20日

保護場所 天理市柳本町

種類 トイプードル

性別 おす

大きさ 小

毛色 黒

首輪 革製赤色首輪

その他、特徴 布製青色リード

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続をしてください。

(平成30年12月21日 揭示済)

天理市告示第387号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月21日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月25日 揭示済)

天理市告示第388号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月25日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月26日 揭示済)

天理市告示第389号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月26日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月26日 揭示済)

天理市告示第390号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同

条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 9 月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月27日揭示済)

天理市告示第391号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年12月27日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成30年12月27日揭示済)

天理市告示第392号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月28日揭示済)

天理市告示第393号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について（平成29年 3 月31日天理市告示第152号）の一部を次のように改正し、平成31年 1 月 1 日から適用する。

平成30年12月28日

天理市長 並 河 健

別表規則第3条第5項の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について新旧対照表

改 正 案			現 行		
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について 平成30年12月28日告示第393号			○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について 平成29年 3月31日告示第152号		
別表			別表		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
< 規則第1条第1項第2号から規則第3条第4項まで 略 >			< 規則第1条第1項第2号から規則第3条第4項まで 略 >		
規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであることと個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは合第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること	規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであることと個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは合第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること

1/2

	(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。)が明らかでない場合	(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。)が明らかでない場合
	所得税法に規定する <u>同一生計配偶者</u> 又は扶養親族その他の親族(以下「扶養親族等」という。)であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかでない場合	所得税法に規定する <u>控除対象配偶者</u> 又は扶養親族その他の親族(以下「扶養親族等」という。)であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかでない場合
	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかでない場合	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかでない場合
< 規則第4条第2号ロ前段から規則第10条第3号ロ後段 略 >		< 規則第4条第2号ロ前段から規則第10条第3号ロ後段 略 >

2/2

(平成30年12月28日揭示済)

天理市告示第394号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年12月28日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年12月28日揭示済)

天理市告示第395号

平成30年12月18日付で議決のあった平成30年度天理市一般会計補正予算（第6号）等の要領は、次のとおりである。

平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

平成30年度天理市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度天理市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ858,732千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,703,662千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,352,976	141,335	5,494,311
	1 地方交付税	5,352,976	141,335	5,494,311
12 分担金及び負担金		289,078	1,325	290,403
	1 分担金	4,367	1,325	5,692
14 国庫支出金		3,588,178	168,223	3,756,401
	1 国庫負担金	2,976,162	167,737	3,143,899
	3 委託金	19,174	486	19,660
15 県支出金		1,526,825	293,316	1,820,141
	1 県負担金	934,861	282,548	1,217,409

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県補助金	467,769	10,768	478,537
18 繰入金		1,150,168	124	1,150,292
	1 基金繰入金	1,111,192	124	1,111,316
19 繰越金		239,224	146,986	386,210
	1 繰越金	239,224	146,986	386,210
20 諸収入		400,259	29,816	430,075
	5 雑入	257,316	29,816	287,132
21 市債		1,875,800	77,607	1,953,407
	1 市債	1,875,800	77,607	1,953,407
歳 入 合 計		24,844,930	858,732	25,703,662

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		275,512	57	275,569
	1 議会費	275,512	57	275,569
2 総務費		3,053,271	104,643	3,157,914
	1 総務管理費	2,518,665	105,624	2,624,289
	2 徴税费	287,294	685	287,979
	3 戸籍住民基本台帳費	167,370	△1,649	165,721
	4 選挙費	44,632	△4	44,628
	5 統計調査費	10,909	36	10,945
	6 監査委員費	24,401	△49	24,352
3 民生費		9,783,640	670,667	10,454,307

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	4,219,963	580,548	4,800,511
	2 児童福祉費	4,376,793	5,786	4,382,579
	3 生活保護費	1,186,433	84,333	1,270,766
4 衛生費		1,818,783	70,223	1,889,006
	1 保健衛生費	772,903	70,316	843,219
	2 清掃費	1,045,880	△93	1,045,787
5 労働費		56,758	△915	55,843
	1 労働諸費	56,758	△915	55,843
6 農林費		761,192	8,646	769,838
	1 農業費	733,011	8,646	741,657
7 商工費		217,759	8,760	226,519

	1 商工費	217,759	8,760	226,519
8 土木費		3,052,472	△13,288	3,039,184
	1 土木管理費	151,372	△1,839	149,533
	2 道路橋りょう費	429,693	△1,432	428,261
	3 河川費	38,821	1,653	40,474
	4 都市計画費	2,319,205	△11,577	2,307,628
	5 住宅費	113,381	△93	113,288
10 教育費		2,240,209	△6,859	2,233,350
	1 教育総務費	430,629	△787	429,842
	2 小学校費	521,746	△286	521,460
	3 中学校費	272,626	12	272,638
	4 幼稚園費	653,454	△6,098	647,356

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	千円 361,754	千円 300	千円 362,054
11 災害復旧費		54,620	16,790	71,410
	1 農林業施設災害復旧費	10,420	12,750	23,170
	3 文教施設災害復旧費	0	4,040	4,040
13 諸支出金		16,336	8	16,344
	1 公営企業費	16,336	8	16,344
歳 出 合 計		24,844,930	858,732	25,703,662

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
柳 本 駅 舎 管 理 事 業	平成31年度から平成33年度まで	千円 9,870

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学 童 保 育 運 営 事 業	平成31年度から平成35年度まで	千円 556,912	平成31年度から平成35年度まで	千円 686,293

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	旧市立病院解体事業	千円 284,549

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健衛生施設整備事業	千円 193,800	証書借入れ 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金に ついてはその 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えること ができる。	千円 230,700	補正前に同じ		
農業農村整備事業	368,500				398,500			
観光施設整備事業	4,500				13,300			
災害復旧事業	22,200				24,600			
臨時財政対策債	928,100				927,607			

(平成30年12月28日 掲示済)

天理市告示第396号

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成27年 3 月天理市告示第111号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月28日

天理市長 並 河 健

第 8 条第 1 項第 3 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

様式第 1 号及び様式第13号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人控除対象配偶者又は」を「70歳以上の同一生計配偶者、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、平成31年 8 月 1 日以後の医療費の助成に係る交付申請について適用し、同年 7 月31日以前の医療費の助成に係る交付申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の適用際現に改正前の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定に基づき作成されている申請書の用紙で残部のあるものについては、改正後の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成31年 1 月 4 日 掲示済)

天理市告示第 1 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成31年 1 月 4 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成31年 1 月 4 日 掲示済)

天理市告示第 2 号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成31年 1 月 4 日

天理市長 並 河 健

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成30年12月31日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成31年 1 月 4 日から平成31年 6 月30日まで

(2) 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

東洋テック株式会社 TEAM TENRI

電話 0743-63-4770

天理市総務部防災安全課地域安全係

電話 0743-63-1001

公 告

(平成30年12月18日 掲示済)

天理市公告第57号

天理駅前広場自動車駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年 6 月天理市条例

第27号) 第10条の規定に基づき公告する。
平成30年12月18日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理駅前広場自動車駐車場
位置 天理市川原城町803番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 一般財団法人 天理市開発公社
代表者 理事長 藤 田 俊 史
主たる事務所の所在地 天理市川原城町680番地
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日

(平成31年1月4日揭示済)

天理市公告第1号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。
平成31年1月4日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

農業委員会

(平成30年12月28日揭示済)

天農委告示第11号

平成31年1月8日午後4時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成30年12月28日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
- 議案第2号 農地法第5条に関する申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第4号 農用地利用配分計画について
- 議案第5号 天理農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第6号 耕作放棄地の非農地判断について
- 議案第7号 その他
①市街化区域の専決処分について(報告)

監査事務局

(平成30年12月27日揭示済)

天監委告示第2号

財政援助団体等監査の結果について(公表)

地方自治法第199条第7項の規定により、平成30年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。
平成30年12月27日

天理市監査委員 松 井 義 憲
天理市監査委員 松 尾 潤
天理市監査委員 市 本 貴 志

- 1 監査の種別 財政援助団体等監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	所管部課
平成30年6月7日～12日	株式会社エスエスケイ	スポーツ振興課

3 監査の範囲

当該財政援助団体等における平成29年度の出納に関する事務の執行状況

4 監査の方法

平成29年度事業報告書及び決算報告書に基づき、出納に関する事務の執行状況について、資料提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

5 監査の結果

株式会社エスエスケイに係る出納の事務は、適正に執行されていると認められた。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 基本方針

青少年の育成・地域情報発信拠点・生涯スポーツ事業の推進を管理運営の基本とし、幅広い世代のニーズに応え、地域の健康づくりとスポーツ振興に寄与するため、天理市体育施設及び有料公園施設を市民誰もが「安心」・「安全」・「快適」はもちろん、「気軽に」「手軽に」利用してもらえる施設にし、また、本施設がスポーツ・レクリエーション振興の拠点として高度な機能を十分に発揮できるよう、本施設の存在をアピールしていく。

(2) 事業報告について

営業日を拡充するなどの現行利用システムの見直し、トレーニングマシンをリニューアルするなどの利用促進策を試み、また広報活動にも力を入れ、施設の管理運営を実施した。

さらに、定期教室に加え、イベントや無料体験会を実施し、自主事業にも取り組んだ。

(3) 利用料収入について

施設名	計画額	実績額	(単位：円) 差
天理市福住庭球場	300,000	286,110	△ 13,890
天理市立二階堂体育館	1,000,000	1,166,705	166,705
天理市立三島体育館	1,450,000	1,111,080	△ 338,920
天理市グラウンド・ゴルフ場	3,000,000	2,780,280	△ 219,720
天理市立庭球場	5,000,000	5,891,285	891,285
天理市立総合体育館	4,500,000	4,005,660	△ 494,340
奈良県天理健民運動場	250,000	283,350	33,350
合計	15,500,000	15,524,470	24,470

(4) 施設の管理に係る経費の決算状況について

区分	項目	計画額	実績額	(単位：円) 差	
収入	指定管理料収入	49,750,000	49,750,000	0	
	利用料金収入	14,450,000	15,524,470	1,074,470	
	その他収入(施設利用料)	2,000,000	2,077,580	77,580	
	収入合計	66,200,000	67,352,050	1,152,050	
支出	管理費	人件費	21,500,000	24,690,197	3,190,197
		旅費	200,000	0	△ 200,000
		光熱水費	12,000,000	10,223,144	△ 1,776,856
		燃料費	200,000	86,725	△ 113,275
		消耗品費	1,000,000	623,773	△ 376,227
		印刷製本費	100,000	179,280	79,280
		広告宣伝費	300,000	229,306	△ 70,694
		通信運搬費	500,000	384,267	△ 115,733
		保険料	1,000,000	374,372	△ 625,628
		手数料	100,000	65,504	△ 34,496
		委託料	18,000,000	15,524,974	△ 2,475,026
		貸借料	6,800,000	6,380,167	△ 419,833
		負担金	100,000	5,000	△ 95,000
		公課費	100,000	11,227	△ 88,773
		備品購入費	1,000,000	4,794,415	3,794,415
修繕費	2,000,000	2,071,892	71,892		
その他	100,000	8,949	△ 91,051		
	支出合計	65,000,000	65,653,192	653,192	
	収支差引	1,200,000	1,698,858	498,858	

むすび

以上が平成30年度財政援助団体等監査を行った結果である。

事業報告及び決算諸表は法令に準拠し、適正に処理されていた。

来年はラグビーワールドカップ2019が日本で開催される。更にその先には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。スポーツのまち天理市として情報発信できるよう、スポーツの振興に取り組んでいかれるよう要望する。

(平成30年12月27日掲示済)

天監委告示第3号

第2回定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年12月27日

天理市監査委員	松	井	義	憲
天理市監査委員	松	尾		潤
天理市監査委員	市	本	貴	志

- 1 監査の種別 定期監査
2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成30年8月29日～9月3日	教育委員会教育総合センター	平成30年3月31日
平成30年9月4日～7日	教育委員会図書館	平成30年3月31日
平成30年9月10日～14日	教育委員会教育総務課	平成30年3月31日
平成30年10月1日～4日	教育委員会まなび推進課	平成30年3月31日
平成30年10月5日～15日	井戸堂・前栽・二階堂幼稚園	平成30年3月31日
平成30年10月29日～11月1日	朝和・柳本幼稚園	平成30年3月31日
平成30年11月2日～9日	井戸堂・前栽・二階堂小学校	平成30年3月31日
平成30年11月12日～15日	朝和・柳本小学校	平成30年3月31日

3 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
(2) 収入及び支出の事務処理状況
(3) 補助金関係の事務処理状況
(4) 契約関係の事務処理状況
(5) 財産の管理状況
(6) 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【教育委員会】

教育総合センター

- 予算の執行状況について
歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
教育総合センター費	16,696,000	15,337,762	1,358,238	91.9
合計	16,696,000	15,337,762	1,358,238	91.9

平成30年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、臨時雇賃金、報償費及び青少年健全育成天理市民会議運営補助金である。支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

図書館

- 予算の執行状況について
歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
雑入	42,000	21,310	21,310	0	0	100.0
合計	42,000	21,310	21,310	0	0	100.0

平成30年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
図書館費	23,120,000	22,843,908	276,092	98.8
合計	23,120,000	22,843,908	276,092	98.8

平成30年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、コピー使用料である。

歳出の主なものは、臨時雇賃金及び図書購入費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

教育総務課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
教育費負担金	2,616,000	2,752,568	2,752,568	0	0	100.0
教育使用料	21,000	24,760	24,760	0	0	100.0
教育費国庫補助金	100,681,000	37,533,000	37,533,000	0	0	100.0
現年度	63,898,000	750,000	750,000	0	0	100.0
明許繰越	36,783,000	36,783,000	36,783,000	0	0	100.0
「天理っ子」育成基金繰入金	3,012,000	3,011,573	3,011,573	0	0	100.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0	-
雑入	15,621,000	11,531,346	11,531,346	0	0	100.0
合計	121,952,000	54,853,247	54,853,247	0	0	100.0

平成30年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
教育委員会費	4,387,000	4,175,648	211,352	95.2
事務局費	2,510,000	1,921,486	588,514	76.6
学校管理費(小学校)	668,683,000	279,294,440	389,388,560	41.8
現年度	662,689,000	274,753,040	387,935,960	41.5
明許繰越	5,994,000	4,541,400	1,452,600	75.8
学校建設費(小学校)	260,856,000	238,221,691	22,634,309	91.3
現年度	38,422,000	25,558,891	12,863,109	66.5
明許繰越	222,434,000	212,662,800	9,771,200	95.6
学校管理費(中学校)	137,593,000	133,317,578	4,275,422	96.9
学校建設費(中学校)	27,697,000	13,566,960	14,130,040	49.0
幼稚園費	82,252,000	74,538,563	7,713,437	90.6
幼稚園建設費	123,285,000	105,655,212	17,629,788	85.7
合計	1,307,263,000	850,691,578	456,571,422	65.1

平成30年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、山の辺小学校屋内運動場耐震改修工事に係る学校施設環境改善交付金（明許繰越）

である。

歳出の主なものは、給食調理業務委託料、山の辺小学校屋内運動場耐震改修工事費（明許繰越）及び柳本幼稚園園舎耐震補強工事費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

まなび推進課（旧学校教育課）

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
教育費負担金	7,599,000	4,191,499	4,191,499	0	0	100.0
教育使用料	42,420,000	42,750,700	42,731,800	0	18,900	99.9
教育費国庫補助金	4,725,000	5,095,000	5,095,000	0	0	100.0
教育費委託金(国)	70,000	69,882	69,882	0	0	100.0
教育費県補助金	50,000	0	0	0	0	-
教育費委託金(県)	80,000	50,590	50,590	0	0	100.0
合計	54,944,000	52,157,671	52,138,771	0	18,900	99.9

平成30年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
事務局費	37,971,000	32,892,849	5,078,151	86.6
人権教育推進費	3,131,000	3,084,072	46,928	98.5
学校管理費(小学校)	12,999,000	11,287,482	1,711,518	86.8
教育振興費(小学校)	49,581,000	47,981,554	1,599,446	96.8
学校管理費(中学校)	6,011,000	5,210,529	800,471	86.7
教育振興費(中学校)	39,945,000	37,986,830	1,958,170	95.1
幼稚園費	7,916,000	5,593,029	2,322,971	70.7
合計	157,554,000	144,036,345	13,517,655	91.4

平成30年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、幼稚園保育料及び預かり保育料である。なお、収入未済額については、監査実施時点で、預かり保育料は収入済であることが確認できたが、幼稚園保育料は収入手続き中である。

歳出の主なものは、要保護・準要保護児童（生徒）援助費、通学バス補助金等各種補助金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【学校監査】

1. 監査を行った小学校及び幼稚園

幼稚園 井戸堂・前裁・二階堂・朝和・柳本幼稚園

小学校 井戸堂・前裁・二階堂・朝和・柳本小学校

2. 各学校及び園の配当予算額の執行状況について

歳 出

区分	予算額 (配当額)	支出済額	予算執行率	節別支出明細				
				需用費	役員費	原材料費	備品購入費	
	円	円	%	円	円	円	円	
幼稚園	井戸堂	961,000	833,291	86.7	648,291	104,000	19,000	62,000
	前栽	1,497,000	1,259,798	84.2	972,942	159,060	17,996	109,800
	二階堂	837,000	800,534	95.6	606,054	127,480	18,000	49,000
	朝和	1,047,000	992,591	94.8	760,689	139,000	18,902	74,000
	柳本	893,000	591,070	66.2	464,230	106,840	0	20,000
小学校	井戸堂	3,634,000	3,570,014	98.2	2,967,242	130,958	25,958	445,856
	前栽	6,955,000	6,920,506	99.5	5,948,481	155,000	28,944	788,081
	二階堂	4,644,000	4,326,006	93.2	3,743,545	99,665	16,200	466,596
	朝和	5,084,000	5,068,875	99.7	4,350,915	145,985	25,963	546,012
	柳本	3,988,000	3,551,610	89.1	2,958,906	133,000	24,660	435,044

平成30年3月31日現在

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。
また、各学校及び園が管理する公金（切手を含む）の出納について、適正に事務処理がなされていた。

むすび

以上が平成30年度の教育委員会（教育総合センター・図書館・教育総務課・まなび推進課）及び小学校・幼稚園の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令等に準拠し、適正に処理されていた。

今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な処理をされるよう要望する。

公営企業

(平成30年12月13日揭示済)

天理市上下水道局公告第29号

平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年12月13日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第4処理分区	櫛本町の一部

(平成30年12月13日揭示済)

天理市上下水道局公告第30号

平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年12月13日

天理市上下水道事業の管理者

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 1 処理分区	石上町の一部

(平成30年12月18日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 5 号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和42年 4 月天理市水道ガス部管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月18日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

別表を次のように改める。

別表

企業職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700

15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800

38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	372,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	306,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,600	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	442,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	

61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,600	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。